

平成27年度 予算総則の適用について

平成27年度においては、以下の予算総則を適用することとしたい。

なお、予算総則とは、国会承認を受けた収支予算書に定める予算の相互流用や建設費予算の繰越しなど予算の運用等に関する規定である。

I. 一般勘定

1. 事業収支

予算の流用（第4条第1項）…………… 1,200,000 千円

第4条

本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

ア. 他の項から流用し予算を増額する項及び金額

契約収納費	〔契約・未収対策の強化による〕 〔法人委託手数料の増〕	750,000 千円
共通管理費	〔受信料に係る納付消費税額の〕 〔調整による増〕	450,000 千円

イ. 他の項へ流用し予算を減額する項及び金額

広報費	（事業広報費の減等）	△ 300,000 千円
調査研究費	（技術調査研究費の減等）	△ 900,000 千円

2. 資本収支

(1) 翌年度への建設費予算の繰越し（第5条第1項）…………… 815,502 千円

第5条第1項

本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

（理事会を経て適用）

（繰越しの内訳）

放送網設備の整備費	131,580 千円
地域放送会館の整備費	440,980 千円
番組設備等の整備費	242,942 千円

(2) 前年度からの建設費予算の繰越し（第5条第2項）…………… 2,131,983 千円

第5条第2項

前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。（理事会を経て適用）

（繰越しの内訳）

放送網設備の整備費	182,566 千円
地域放送会館の整備費	987,000 千円
番組設備等の整備費	962,417 千円

(3) 減価償却資金の不足に伴う事業収支差金の受入れ（第8条）…… 963,328 千円

第8条

事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。

(4) 事業収支差金の増加額の建設積立資産への繰入れ (第 10 条) …… 21,667,703 千円

第 10 条

事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を建設積立資産への繰入れに充てることができる。

II. 受託業務等勘定

1. 事業収支

増収額の振当て (第 7 条) …………… 62,000 千円

第 7 条

事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設備の新設、改善に充てることができる。

ア. 受入れの項及び金額

受託業務等収入 (伊勢志摩サミット国際放送センター
運営関連業務収入の増等) 62,000 千円

イ. 振当ての項及び金額

受託業務等費 (伊勢志摩サミット国際放送センター
運営関連経費の増等) 62,000 千円

(参考) 27 年度において適用済みの予算総則 (一般勘定)

26 年度の国の補正予算による国際放送関係交付金の受入れ及び放送実施経費への振当て (第 12 条) …………… 389,925 千円
[27 年 6 月 23 日の理事会を経て適用]

ア. 受入れの項及び金額

交付金収入 389,925 千円

イ. 放送実施経費への振当て

国際放送費 389,925 千円